

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件（案）の概要

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 69 条第 1 項において、事業者は、労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置（以下「健康保持増進措置」という。）等を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならないこととしている。また、法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣は、健康保持増進措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針として、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年 9 月 1 日健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「指針」という。）を公表している。
- 指針において、労働者の心身両面にわたる健康の保持増進を図るため、PDCA サイクルに沿って確実に実施することを求めており、PDCA の各段階で事業場において取り組むべき項目等を定めている。
- 今般、医療保険者と連携した健康保持増進対策がより推進されるよう、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）健康保持増進対策の基本的考え方関係

- 医療保険者と連携した健康保持増進対策がより推進されるよう、コラボヘルスの推進が求められていることを追加する。

（2）健康保持増進措置の内容関係

- 労働者の健康状態の把握に当たって、法に基づく定期健康診断の結果等を医療保険者に提供する必要があること及び医療保険者から提供される事業場内外の複数の集団間の健康状態を比較したデータ等を活用することが望ましいことを追加する。

（3）留意事項関係

- 個人情報の取扱いについて、医療保険者から定期健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合に、事業者が当該記録の写しを医療保険者に提供することは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく義務であるため、第三者提供に係る本人の同意が不要であることを追加する。

（4）その他

- その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

法第 70 条の 2 第 1 項

4. 適用日

令和 3 年 4 月 1 日（予定）